

氷見市屋内健康広場 指定管理者募集要項

令和7年9月

氷 見 市

氷見市屋内健康広場指定管理者募集要項

氷見市屋内健康広場の指定管理者（施設を管理運営する団体）を募集します。

1 施設の概要

(1) 名称

氷見市屋内健康広場

(2) 所在地

氷見市鞍川1067番地

(3) 施設の沿革、役割等

氷見市屋内健康広場（以下「広場」という。）は、市民にスポーツ及びレクリエーションの場を提供し、市民の生涯にわたる健康の保持と生きがいある日常生活に寄与することを目的として、平成12年に建設されました。

(4) 施設概要（規模、構造等）

敷地面積 3, 103. 49 m²

建物 鉄骨造り平屋建て延床面積 998. 99 m²

屋内ゲートボールコート 2面

(5) 運営に係る事項

令和6年度のべ利用者数 4,536人

2 指定管理者が行う管理の基準

(1) 休館日、開館時間

休館日 年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日）

開館時間 午前9時から午後8時まで

(2) 条例、同施行規則及び関係法令に基づき、適切な管理を行うこと。

- ・ 氷見市屋内健康広場条例
- ・ 氷見市屋内健康広場条例施行規則
- ・ 氷見市屋内健康広場の付属設備の利用料金の額について
- ・ 氷見市個人情報保護条例

(3) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと

(4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと

(5) 住民の平等な利用が確保されること。

3 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 広場の利用の承認に関する業務

(2) 広場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

- (3) 広場の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 指定（予定）期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで（5年間）とします。

ただし、各年度終了後に実施する評価の結果、指定管理者が管理を継続することが適当でないと認めるときなどには、指定を取り消すことがあります。

5 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。（※個人での応募はできません。）

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (2) 氷見市から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 氷見市税を滞納していないこと。
- (4) 会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。
- (5) 公の施設の管理の業務からの暴力団排除に関する実施要領の排除措置の該当事項に該当しないこと
- (6) 氷見市内に事務所を有するもの。

6 提出書類

申請にあたっては、以下の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 氷見市屋内健康広場指定管理者事業計画書（事業計画書）【様式第2号】及び氷見市屋内健康広場管理業務収支予算書【様式第3号】
- (3) 代表者等名簿【様式第4号】
- (4) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（法人以外の団体は会則等）
- (5) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (6) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表及び損益計算書その他の財務の状況を明らかにすることができる書類
- (7) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における事業報告書その他の業務の内容を明らかにすることができる書類
- (8) 氷見市税の納税証明書
- (9) その他市長（又は教育委員会）が必要と認める書類

※施設の利用料金については、令和8年4月から変更となる場合がありますが、(2)の収支予算書については、現行の利用料金（単価）に基づき作成してください。

7 事業規模

氷見市屋内健康広場の管理運営に係る経費については、以下の金額を目安とし、申請の際の事業計画、収支予算を策定してください。

なお、必要な経費については、物価上昇等を考慮し見積もることとし、その際の物価上昇率は年3%を基準として見積もってください。

(参考金額) 管理運営費 1,621 千円 (令和7年度年度予算)

収入		支出	
市からの委託料	1,141 千円	人件費	483 千円
施設使用料等	480 千円	光熱水費	422 千円
		修繕費	499 千円
		その他経費	217 千円
合 計	1,621 千円	合 計	1,621 千円

8 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受付けます。

- (1) 受付期間 令和7年9月18日(木) から同年10月20日(月) まで
(土・日、休日は除く)
- (2) 受付方法 質問票【様式第5号】に記入のうえ、FAX 又は電子メールで提出してください。
- (3) 受付先 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市市民部福祉介護課 長寿生活支援担当
電話 0766-74-8111
FAX 0766-74-8060
E-mail fukushi@city.himi.lg.jp

9 申請書提出先及び提出期間

- (1) 提出先 〒935-8686 氷見市鞍川1060番地
氷見市市民部福祉介護課 長寿生活支援担当
電話 0766-74-8111
- (2) 提出期間 令和7年9月18日(木) から同年10月20日(月) まで(土・日、休日は除く)の午前8時30分から午後5時15分までとします。
※郵送の場合、書留郵便により最終日の午後5時15分までに必着のこと。
※電子メール、FAX での提出は認めません。

10 選定方法

次に掲げる要件を満たすもののうちから、総合的な評価に基づいて指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 市民の平等利用が確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が、当該公の施設の効果を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 当該指定管理者の指定の申請をした法人その他の団体が、事業計画に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。

11 申請に係る経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

12 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかったとき
- (2) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3) 申請書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (4) 虚偽の内容が記載されているもの
- (5) その他、不相当と認められるもの

13 選定の時期

令和7年11月中の選定を予定しています。

14 選定結果

結果については、各申請者へ文書で通知します。

15 指定管理者の決定及び管理業務に係る委託料

- (1) 指定管理者は、氷見市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 指定に当たっては、市と指定管理者との間で協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料は各会計年度の予算額以内となりますので、申請時に提出のあった管理業務に係る提案価格を下回る場合があります。

16 その他

- (1) 提出書類はお返しできません。
- (2) 提出された書類は必要に応じ複写します。（当該書類は、指定管理者の選考及び指定に関する事務に使用します。）
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。

17 様式

- (1) 指定管理者指定申請書【様式第1号】
- (2) 氷見市老人休養ホーム寿養荘指定管理者事業計画書【様式第2号】
- (3) 氷見市老人休養ホーム寿養荘管理業務収支予算書【様式第3号】
- (4) 代表者等名簿【様式第4号】
- (5) 質問票【様式第5号】

〈問い合わせ先〉

氷見市市民部福祉介護課

電 話 0766-74-8111

FAX 0766-74-8060

E-mail fukushi@city.himi.lg.jp